



# 修郎先生の事件簿

小池雄一

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎 大変だ、大変だ。赴任予定の菅野君の就労ビザ手続きが滞っている。入国の目途が立たないよお。

佐生修郎 菅野君が赴任してくるのかあ。今、一番脂が乗っている時だから活躍が期待できるねえ。

鈴木 4月1日付けの人事異動だけど就労ビザの発行は間に合うかなあ？

佐生 残念だが労働省での外国人雇用計画(RPTKA就労枠)のプロセスから始めるならとても間に合わない。就労ビザ(312eVISA)発行までの標準所要時間は33営業日だからね。3月は祭日もあって21営業日しかない。でも、どうしても4月1日に入国したい場合は奥の手があるぞ。

鈴木 シングルビザ、ネスビザ(211eVISA)での入国だね。211eVISAの手続き所要時間が5〜8営業日だから間に合う可能性があるかあるね。

佐生 その通り。スパーエクスプレス処理を選択すれば、3月25日にイミグレーションへの申請を開始すれば間に合うと言える。

鈴木 で、3月25日

## 入国制限？ 人事異動どうなる？

までにコロナ禍での「ビザ発給停止措置」が解けるのかなあ。

佐生 よい指摘だ。現在、労働省とイミグレーションでは「国外に居る外国人」向けのビザ発給を停止している。そして、それは3月8日までの時限措置。9日以降はコロナ禍最新状況を鑑みて措置を再検討することになっている。

鈴木 3月9日からまた2週間、ビザ発給停止措置が延長される可能性もあるよお。

佐生 もちろんある。そ

の場合、3月22日まで停止だろう。見直しは2週間毎だからね。

鈴木 それなら、チェックポイントは3月9日と3月23日だね。その日に発表される新たな措置の情報をウォッチすれば良いね。具体的には何の情報をもとに集めればよいのかなあ。

佐生 第一に「当局からの通達や発表」、第二に「労働省とイミグレーションのオンラインシステムの状況」だ。

鈴木 まず「当局からの通達や発表」について言え

ば、在インドネシア日本国大使館領事部からのお知らせメールで知る事が出来るね。あれは発信タイミングも早いし信頼できるからありがたいよお。

佐生 領事部に感謝だな。これから先は出てくる通達を見る時に「通達の発行元は誰なのか」を気にすると良いよ。「入国制限」について言えば「政府新型コロナウイルス対策ユニット」と「イミグレーション」が出す通達に絞って注意すると良い。「内務大臣」や「州知事」が出す通達は「国内の活動制限」についてだから、「入国制限」とは違う別の観点になる。

鈴木 そうかあ。いろいろな部署が違うタイミングでバラバラに通達を出すから混乱しちゃうんだよね。

佐生 国は二つの観点で対策を出している。ひとつは「いかに国内感染を拡げないか」、もうひとつは「いかに外国からウイルスを入れないか」。

鈴木 「内務大臣」や「州知事」は「国内感染防止」に焦点を当てて対策を練り、「イミグレーション」は「外国から入る」のを全力で防ぐ。そして「政府新型コロナウイルス対策ユニット」はその両方の観点で最も高い位置から国全体を守ろうとしている。そう考えると「政府新型コロナウイルス対策ユニット」が大元締めと言えるのだよね。

佐生 そう。それが基本的な考え方だ。でも、実際には上意下達が上手くいっていないようだ。通達を出すタイミングはバラバラだし、通達を出したり出さなかったり……。

鈴木 企業内でもよくあることじゃないかな。気を付けなきゃ。

佐生 二つ目の「労働省とイミグレーションのオンラインシステムの状況」に関して

は、それを利用しているビザエージェンツに確認するか、自身でシステムにアクセスして確認するかだ。

鈴木 労働省のTKA ONLINE上の申請スリータスが進行しているかどうか、イミグレーションのPERSEPTUJUAN VISAS ONLINEで申請入力時、外国人の居場所の入力欄でTKA DILUAR NEGRI(国外に居る外国人向け)が選択可能かどうか。これらを確認することだよお。

佐生 そうだ。一郎君は既にTKA ONLINEのIDとパスワード、PERSEPTUJUAN VISAS ONLINEのIDパスワードも自分で管理しているようだね。

鈴木 それはそうさ。

佐生 一郎君は人の話の本質を見抜く力があるからね。日本には一郎君のような若者が沢山いて頼もしい。さあ、一緒に一日も早い赴任者の入国を祈ろう。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ビー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。54歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

X X

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。

佐生修郎 心得えの条

一 新規赴任者の新規就労ビザの申請が未だ出来ていない場合、4月1日入国は不可能と言える。211ビザネスビザでの入国を検討すると良い。

二 これからの入国制限の情報は、在インドネシア日本国大使館領事部からのメールを頼りながら、加えて、労働省とイミグレーションのシステムにアクセスして状態を調べると尚良い。